

「下請中小企業振興法第 3 条第 1 項の規定に基づく振興基準」の改正案に関する
パブリックコメントに寄せられた御意見及び御意見に対する考え方の概要

実施期間：平成 28 年 1 月 1 日（火）～1 月 30 日（水）

提出意見件数：22 件（者）

69 項目のうち、以下では主な項目 20 項目を抜粋

※代表的なご意見を抜粋しています。

| | | |
|---|--|--|
| 1 | <p>前文について</p> <p>「例えば、円高や一時的な景気後退の際に下請事業者に対して取引価格の引下げなどの協力を求めたのであれば、円安や景気回復の際には下請代金を適切に引き上げることが、」との記載については、円高時に協力を求めることを是認しているとの誤解を招く可能性がある。前文に、「円高時に、一方的に下請代金引下げの協力を求めてはならないことは当然のことであるが、合理的な理由により負担額を互いに分担するべく、」などの前提を記載すべき。</p> | <p>ご指摘を踏まえて、以下のとおり修正します。</p> <p>【前文】</p> <p>こうした観点から、具体的な取組のあり方をいくつか示すと、まず、経営の外的な環境変化に伴うリスクの負担や利益の享受について、公正で、相互に納得可能な関係を築くことが重要である。例えば、円高や一時的な景気後退の際に下請事業者に対して取引価格の引下げなどの協力を求めるのであれば、円安や景気回復の際に下請代金を適切に引き上げることとする<u>こと</u>が、双方の納得感を高め、信頼関係を築くことに寄与するであろう。また、下請事業者がより効率的に受注し、計画的に生産・供給できるよう、発注分野の明確化、発注方法や取引条件の改善に取り組むことが適切である。その上で、親事業者として、下請事業者の生産性の向上や技術力・サービス力の強化に協力し、その成果を適切な形で配分することが行われれば、下請事業者との信頼関係に根ざした共存共栄関係を長期的に維持していくことができるであろう。</p> <p>【第 4 1) (3)】</p> <p><u>(3) 親事業者は、下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（平成 15 年公正取引委員会事務総長通達 18 号）において記載されている「一律一定率の単価引下げによる買ったたき」、「合理性のない定期的な原価低減要請による買ったたき」、</u></p> |
|---|--|--|

| | | |
|---|---|---|
| | | <p>「<u>下請代金を据え置くことによる買いたたき(円高や景気悪化を理由とした一時的な下請代金の引下げ協力要請関係)</u>」等の違反事例など、<u>下請代金支払遅延等防止法で禁止する買いたたきを行わないことを徹底していくものとする</u>。親事業者は、<u>原価低減要請(原価低減を求める見積もりや提案の提出要請を含む)</u>を行うに当たっては、以下に掲げる行為をはじめ、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く要請と受け止められることがないよう努めるものとする。</p> |
| 2 | <p>第3 5) 情報化への積極的対応について</p> <p>電磁的方法による書面交付について、下請事業者の真摯な書面による合意と厳格な手続を要求している中で、電子受発注を求めるのは矛盾している。また、手形期間に関する通達の新規発出を予定して原則現金化を求め、第4 4) (1) では、現金化を推奨しており、電子記録債権の導入協力を謳うのは、矛盾している。</p> <p>「電子受発注」「電子記録債権」に関する記述を削除すべきである。</p> | <p>政府としては、経済社会のIT化が進展し、商取引・金融取引の分野にも電子的手段を用いたサービスの広がりを見せる中で、中小企業者も含め情報化への積極的な対応が重要と考えております。こうした中で、電子受発注等については、従前から振興基準 第3 5) (3) において、下請事業者の自主的判断を十分に尊重することとしております。</p> <p>なお、下請取引に関しての電磁的方法による発注・取引記録の保存については、下請代金支払遅延等防止法の関連規定が整備されており、電子受発注と矛盾するものではないと考えます。</p> <p>また、支払関係については、できる限り現金で支払うことが基本ですが、手形での支払をする場合もありえます。この際、電子記録債権では手形に係る作成・保管のコスト削減や紛失・盗難リスクの改善が図れることから、現物の手形に代わる支払手段の一つとして記載したものです。</p> |
| 3 | <p>第4 対価の決定方法について</p> <p>〇〇年上期、〇〇年下期、・・・・と、その期間の発注総額の〇〇%の原価低減となるような単価引き下げや、継続している製品の単価引き下げを、景気の状況に関係なく、定期的に要請することについての指摘を付け加えるべき。今のままでは、永久的に値下げ要請が続く感がある。</p> | <p>ご指摘を踏まえて、以下のとおり修正します。</p> <p>【第4 1) (3)】</p> <p><u>(3) 親事業者は、下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準(平成15年公正取引委員会事務総長通達18号)において記載されている「一律一定率の単価引下げによる買いたたき」、「合理性のない定期的な原価低減要請による買いたたき」、「下請代金を据え置くことによる買いたたき(円高や景気悪化を理由とした一時的な下請代金の引下げ協力要請関係)」等の違反事例など、下請代金支払遅延等防止</u></p> |

| | | |
|---|---|--|
| | | <p>法で禁止する買いたたきを行わないことを徹底していくものとする。親事業者は、原価低減要請（原価低減を求める見積もりや提案の提出要請を含む）を行うに当たっては、以下に掲げる行為をはじめ、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く要請と受け止められることがないよう <u>努める</u> ものとする。</p> |
| 4 | <p>第4 1) 対価の決定方法の改善について</p> <p>「留意すべき事項」について、各項目は、「してはいけない事例」なのか、「そうすべき推奨事例」なのかが分かりづらい。前者と思われるが、「望ましくない事例」と明記されたい。</p> | <p>ご指摘を踏まえて、以下のとおり修正します。</p> <p>【第4 1) (2)】</p> <p>○取引対価への反映に関する望ましくない事例</p> <p>【第4 1) (3)】</p> <p>○原価低減要請に関する望ましくない事例</p> |
| 5 | <p>第4 1) 対価の決定方法の改善について</p> <p>以下の</p> <p>「なお、原価低減要請（原価低減を求める見積もりや提案の提出要請を含む）を行うに当たっては、以下に掲げる行為をはじめ、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く要請と受け止められることがないよう、親事業者は十分に留意するものとする。」</p> <p>を逆手にとって、親会社は工夫して抜け道を探してくる。</p> <p>現在の定めは基本的に紳士規定だが、可能であれば何らかの制裁が必要。</p> | <p>ご指摘を踏まえて、以下のとおり修正します。</p> <p>【第4 1) (3)】</p> <p>○原価低減要請に関する望ましくない事例</p> <p>① <u>具体的な根拠を明確にせずに、原価低減要請を行うこと</u></p> <p>② 原価低減目標の数値のみを提示しての原価低減要請、見積もり・提案要請をすること</p> <p>③ 原価低減要請に応じることを発注継続の前提と示唆して原価低減要請をすること</p> <p>④ 文書や記録を残さずに原価低減要請を行うことや、口頭で削減幅などを示唆したうえで、下請事業者から見積書の提出を求めること</p> |
| 6 | <p>第4 1) 対価の決定方法の改善について</p> <p>・今回の改定で、特に難しいのは「人件費上昇分」の単価反映だと考える。他の改訂内容以上に、この部分は親事業者の抵抗が多いと考えますので、もう少し踏</p> | <p>同様の問題意識から、今般の改正では、労務費上昇分の取引対価への反映については、第4 1) (3)に記載したものです。振興基準の改正内容については、改正後速やかに、親事業者やその関係団体に周知することとしており、その趣旨が親事</p> |

| | | |
|---|--|--|
| | <p>み込んだ改訂にして頂けると、下請事業者にとっては動き易いと考えます。</p> <p>・健全なものづくり企業の経営基盤を維持するためにも、今回の振興基準見直しで、新しく付加された「賃金水準変動の製品価格への反映を認めるべき」との内容を強く支持いたします。</p> | <p>業者に浸透するよう徹底して取り組んでまいります。</p> |
| 7 | <p>第4 4) 下請代金の支払方法の改善について</p> <p>「現金化にかかる割引料等のコスト」の「等」には、他に何が含まれるのかを明確に示していただきたい。現金払いの場合に、書面合意があれば銀行振込手数料は下請事業者負担とすることが認められていることとの整合性からみて、「割引手数料」中、純粋に銀行振込手数料にあたる部分については、上記から除外されるところと見て差し支えないと考えるが、確認したい。</p> | <p>割引料等」の「等」は、一括決済方式や電子記録債権の現金化の際の手数料等を意味します。</p> <p>なお、振込手数料部分については、発注前に、下請代金を下請事業者の金融機関口座へ振り込む際の振込手数料を下請事業者が負担する旨を書面で合意していれば問題としていません。</p> |
| 8 | <p>第4 4) 下請代金の支払方法の改善について</p> <p>下請事業者ごとの割引手数料を事前に把握することは困難であり、どのように実務対応するべきかが分からない。想定される運用事例を提示していただきたい。</p> | <p>協議については、以下のような協議がなされることを想定している。</p> <p>①下請事業者が、手形等の現金化に係る割引料等のコストの親事業者負担を望むか否か</p> <p>②望む場合、これを加味・考慮した下請代金の額</p> <p>なお、具体的には、手形等の現金化に係る割引料のコストは画一的には定められるものではないため、例えば、その下請代金の額については、実際に下請事業者が近時に割引をした場合の割引料（率）の実績等や、一般に合理的と考えられる割引料を勘案し、協議することが考えられます。</p> <p>近時の割引料（率）の考慮にあたっては、例えば、半年に一回、一年に一回など、単価見直しの契機と合わせて行うことが基本と考えます。ただし、その前提条件を大きく変更するような特別な事情変更が短期的に生じた場合には、その際に丁寧な協議を行うことが望ましいものと考えます。</p> |
| 9 | <p>第4 4) 下請代金の支払方法の改善について</p> <p>(2)で要請される現金化にかかる手数料等のコストを勘案した下請代金の額に基づき、手形等による支払いを行えば、下請事業者にとっては、実質現金による支払を受けるのと同等の経済効果があると理解される。にもかかわらず、さらに</p> | <p>手形のサイト短縮については、手形を受取る立場では不渡りリスクがある以上、リスク軽減に資するものと考えます。</p> |

| | | |
|-----|--|--|
| | 手形のサイト短縮に努める必要があるのか、極めて疑問である。 | |
| 1 0 | <p>第4 4) 下請代金の支払方法の改善について</p> <p>「段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするよう努めるものとする」の表現があいまいで実務実行に困る。いつまでに60日以内とせねばならないのか、具体的に記載していただきたい。</p> | <p>「将来的に」の期間については、現在のところ、5～6年程度を想定しているところであり、今後、主に親事業者たる大企業から順次、①可能な限り現金払い、②手形等の割引コスト相当額の負担、③支払サイトの60日以内短縮、などを実行されることを期待しており、将来的には、親事業者たる中小企業も実行されることを期待しています。</p> <p>下請代金の支払いは、従来から現金が基本であり、できる限り現金払いとしてきたところであり、振興基準の改正と併せて、その趣旨を改めて明確化するため、公正取引委員会、中小企業庁の連名で別の通達の発出をいたします。</p> <p>政府としては、その通達にも記載の通り、今後、下請法に基づく調査、検査等において、支払方法の選択、サイトの短縮状況等について確認をするなど、フォローアップを行い、必要な措置を講じていくことを考えています。</p> |
| 1 1 | <p>第4 4) 下請代金の支払方法の改善について</p> <p>「手形等」において、一括決済方式、電子記録債権を含むことで多様化する決済手段が網羅されているのか。</p> | <p>振興基準では、「手形等（手形と併せて、一括決済方式及び電子記録債権を含む。以下同じ。）」として、ご指摘の決裁手段も含めて用語整理をしています。</p> |
| 1 2 | <p>第4 5) 型の保管・管理の適正化について</p> <p>(1) について、自動車、家電、AV機器においては、モデルチェンジがあり、それまでの期間を「量産期間」と考えればよいのか？</p> | <p>型を用いて製品の製造を定期的、継続的に行っている期間を「量産期間」と考えています。なお、製品の製造がない又は適時に行っている場合は、5) (2) で整理しています。</p> |
| 1 3 | <p>第4 5) 型の保管・管理の適正化について</p> <p>(2) について、「型の保管義務」とは、何を原因とすればよいのか？ 下請事業者との間で、書面合意をすればよいのか確認したい。</p> | <p>双方の立場から合理的な期間を十分に協議した上で合意し、その内容を書面で明示しておくことが望ましいと考えます。</p> |
| 1 4 | <p>第4 5) 型の保管・管理の適正化について</p> <p>(2) について、どのタイミングからを「保管義務」の対象として考えればよいのか？ 量産中は、当然に商事寄託が成立していると考えてよいのか？</p> | <p>少なくとも、量産期間が終了するまでには、保管に係る費用や期間について定めておくことが望ましいとの考えを示したものです。</p> |
| 1 5 | <p>第4 5) 型の保管・管理の適正化について</p> <p>(2) について、量産終了後であっても、例えば、毎月注文を行っており、注</p> | <p>ご意見のような状況は、この振興基準では、実態として量産期間に該当すると考えますので、(1) をご参照ください。</p> |

| | | |
|----|---|---|
| | 文数量見合いで単価を決定している場合は、あえて、保管義務及び保管費用を考 える必要はないか？ | |
| 16 | 第4 5)型の保管・管理の適正化について (5)について、元請・下請は、複層に構成されているが、ここで定義するサブ ライチェーンの範囲は具体的にどの部分と想定しているのか。 | サプライチェーンは、最終製品等の製造を行う発注者、元請事業者、全ての下請事 業者を含むものであり、これらに適正取引の慣行を浸透させるため、各社及び業界 団体等がそれぞれの取組を行うことを想定しています。 |
| 17 | 第4 5)型の保管・管理の適正化について 特殊な部材を使う製品製造の場合、客先支給品として部材を買わされることがあ る。支給品を使用した生産終了後、支給品が余ると特殊なもののため転売するこ とも出来ず、金銭的に大きな負担となっている。また、製品の生産終了がするま で長期間にわたり、支給品保管を迫られることもあるため、金型や木型だけでなく、 支給品（有償・無償問わず）も対象としてほしい。 仕事が正式決定していない見込段階から、リードタイム削減のために、本格スタ ートに向けて特殊部材を買わされる。客先の話に合わせて材料を揃えるが、正式 受注の段階で数量が減ることがあっても余った部材を買い取って貰ったり出来 ない。指定部材であれば、生産終了後の部材の買い取りや当初から無償提供す るようにしてほしい。客先支給品（有償および無償）の取扱いについても含めるよ う検討してほしい。 | ご指摘を踏まえて、以下のとおり修正します。 【第4 3）（1）】 (1)親事業者が下請事業者に対し支給材を支給しようとする場合又は設備等を貸 与しようとする場合には、 <u>以下に掲げる行為に留意し</u> 、下請事業者及び親事業者は、 支給材又は設備等の保管の方法及び瑕疵ある場合の取扱い、支給材の所要量の算定 方法及び残材の処理の方法、支給又は貸与の時期並びに対価の決定方法その他支給 又は貸与について必要な規定を、あらかじめ、協議して定めるものとする。 ○ <u>支給材に関する望ましくない事例</u> ① <u>生産終了後長期間にわたり、支給材を保管させること</u> ② <u>残材の買い取りについて明確な取決めをせず、負担を一方的に押しつける</u> <u>こと</u> |
| 18 | 第8 その他下請中小企業の振興のため必要な事項 ・「第8 その他下請中小企業の振興のため必要な事項」について、価格交渉ノウ ハウハンドブックや事例集など支援ツールの活用についても記載して頂きたい。 ・下請かけこみ寺の役割や活用について明記をして頂きたい。例えば、下請中小 企業者の現在の取引条件の問題点の抽出とその確認、親事業者による下請事業者 の下請かけこみ寺を活用した取引条件の交渉に対する真摯な対応など、法令違反 を防止する観点からの適正取引化の取組に加え、資金繰り対策や知的財産の取扱 いなど、下請中小企業の付加価値向上支援に関する業務も実施されていることを 記載して頂きたい。 | ご指摘を踏まえて、以下のとおり修正します。 【第8 5)】 <u>5) 支援施策の活用</u> <u>親事業者、下請事業者は、下請代金支払遅延等防止法に関する講習会やシンポジウ</u> <u>ムに積極的に参加するとともに、取引適正化や価格交渉に関するハンドブック、事</u> <u>例集等を活用するよう努めるものとする。また、下請事業者は、下請かけこみ寺に</u> <u>おける窓口相談や弁護士相談、価格交渉支援に関するセミナー等を活用するよう努</u> <u>めるものとする。</u> |

| | | |
|----|--|---|
| | | |
| 19 | <p>第8 4) 取引上の問題を申し出しやすい環境の整備について 申し出の具体的窓口はどの部署と想定しているのか。</p> | <p>例えば、企業内部であれば法務部など法令順守（コンプライアンス）担当部署が、外部であれば弁護士事務所などを想定しています。</p> |
| 20 | <p>第8 6) 本基準遵守のための下請事業者との協力関係等について 改正案では、「6) 売掛債権の譲渡の円滑化」との表題が用いられ、また、第(2)項及び第(3)項において、「売掛債権の譲渡」との文言が用いられている。</p> <p>しかし、下請事業者が親事業者に対して有する債権は、その法的性質は、多くの場合、請負契約に基づく報酬債権ではないかと思われる（かりに会計処理上は「売掛金」と記帳・記録される場合であっても、法的性質は別個の検討が必要と考えられる。）。</p> <p>改正案においても、「売掛債権」に限定せず、次のような文言に改めることも、検討の余地があるのではないかと考えられるが、照会する。</p> <p>(a) 「報酬債権、売掛債権その他の債権」 (b) 「報酬債権、売掛債権その他の下請代金債権」</p> <p>範囲としては、(a)が最も広く、(b)が次に広く、改正案の「売掛債権」が最も狭い表現であることになる。なお、(b)は、下請代金支払遅延等防止法2条10項の「下請代金」の定義規定を参照するものであるが、かえって範囲を狭めるおそれもあることから、下請事業者の資金調達の便宜という観点に立った場合、(a)が最も資金調達を促進する効果があることになる。</p> | <p>ご指摘を踏まえて、以下のとおり修正します。</p> <p>6) <u>報酬債権、売掛債権 その他の債権</u>の譲渡の円滑化</p> <p>(1) 下請事業者にとって、債権譲渡禁止特約は金融機関への担保提供や債権譲渡による資金調達の妨げとなることから、下請事業者の円滑な資金調達を推進するため、親事業者は、下請事業者との間での基本契約の締結の際に債権譲渡禁止特約を締結する場合であっても、信用保証協会、預金保険法（昭和46年法律第34号）に規定する金融機関等及び親事業者と下請事業者の双方で確認した適切な相手先に対しては、譲渡又は担保提供を禁じない内容とするよう努めるものとする。</p> <p>(2) 親事業者は、下請事業者から、<u>報酬債権、売掛債権 その他の債権</u>の譲渡又は担保提供のために、基本契約等において締結された債権譲渡禁止特約の解除の申出があった場合には、申出を十分尊重して対応するとともに、本申出を理由として不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしてはならないものとする。</p> <p>(3) 親事業者は、禁止特約を解除していない場合であっても、下請事業者からの要請に応じ、<u>報酬債権、売掛債権 その他の債権</u>の譲渡の承諾（対抗要件の具備）に適切に努めるものとする。</p> |